

緊急参集チーム

- 緊急事態が発生した場合、内閣危機管理監は、関係する省庁の局長等の幹部職員を官邸に緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約、初動措置の総合調整等を行う。
- 参集させる省庁の基準は緊急事態の種類毎に定められている。

(例) 自然災害の場合の参集省庁(標準)

内閣府政策統括官(防災担当)	国土交通省水管理・国土保全局長
警察庁警備局長	気象庁次長
消防庁次長	海上保安庁海上保安監
厚生労働省技術総括審議官	防衛省運用企画局長

※なお、下記の大規模自然災害は危機管理監の指示を待つことなしに直ちに参集する。状況に応じ危機管理監は上記以外の局長等も参集させる。

震度5強 (東京23区内)、**震度6弱** (東京23区以外) 以上の地震

大津波警報が発表された場合

東海地震注意情報が発表された場合